

# 蟹江小学校いじめ防止基本方針 概要

令和6年改訂

## 1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

## 2 組織

いじめ不登校対策委員会 … 校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、養護教諭  
学年・特支主任、生徒指導主任、（スクールカウンセラー）

## 3 いじめの防止のための手立て

- 自己肯定感を高める指導をする。（学級担任に限らず、あらゆる場面を通して）
  - ・ 「よいこと見つけ」等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
  - ・ 学級内等で個々に仕事を任せ、評価することで、有用感や集団への所属感を味わわせる。
  - ・ 叱った場合は、なぜ叱られたのかを明確に示し、その児童の、その後の変容を見届け評価する。
- 児童理解と観察 朝の会・授業中におけるユニバーサルデザインの確立
  - ・ 朝の会で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情や態度をよく観察し、必要に応じて話を聴くようにする。
  - ・ 自学自習ノート等の活用を通して、児童の思いや悩みの把握に努める。（3年生以上）
- いじめアンケート（心のアンケート）と個人面談
  - ・ 定期アンケート（1・2学期）を実施し、児童との個別面談を行う。
- 全職員での情報交換
  - ・ 毎月の企画委員会の中に、児童に関する情報交換を入れて、全職員の共通理解を図る。
- 道徳教育 → 思いやり、自他の尊重、人生観、等
- 人権教育
  - ・ いじめをテーマに「学級会」を開き、児童の意識を高める。
  - ・ 12月の人権週間では朝礼等で全校児童に人権について考える場を設定する。
  - ・ この時期に全校で人権に関する道徳の授業を行ったり、標語、習字などに取り組んだりする。
- 情報モラル教育 ネットいじめ
  - ・ 5年時（原則）に情報モラル教室を開催し、ネット上のいじめ問題などについて理解を深める。
- 児童の自治活動 → 児童会組織を生かした、いじめ防止に向けての活動を考えさせる。
- 初動の対応
  - ・ いじめの訴えを受けた、いじめが発覚（電話、連絡帳、発見など）した場合は、担任、学年主任、教頭、（4役・校長）、生徒指導主任に一報を入れる。
- 実態把握・解消に向けての対応
  - ・ 学級担任・学年は事実確認を行うなど、実態把握に努め、正確な状況を教頭に報告する。
  - ・ 報告をもとに、校長、教頭、教務、校務、学年、生徒指導主任で今後の対応策について検討し、今後の対応について校長から指示を受ける。
  - ・ 対応後、校長へ報告し、全職員へ周知するとともに、事後観察の徹底を図る。
  - ・ いじめの認知、概要、経過観察については「いじめ事案指導進行管理表」にて記録し、すべてのいじめ事案について遺漏なく管理していく。
- 事後の支援
  - ・ 被害児童、加害児童について、指導後も継続して観察や面談し、いじめ解消を確認する。